

2017年6月7日

よこはまシティユニオン
執行委員長 日和田 典之 様

当社福島第一原子力発電所における事故により、立地地域の皆さま、さらには広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、心より深くお詫び申し上げます。

先日ご送付いただきました貴要求書46につきましては、以下の通りご回答いたします。

1. 腰痛の労災隠しの疑いについて

健康診断にせよ、健康相談にせよ、やりっぱなしでは何の意味もない。実施そのものは当然のこととして、その結果を健康管理や職場改善に活用することに意味がある。

①貴社が全労働者の受診を確認しているという「健康診断」で、腰痛症を訴えている人数や割合を調査して発表すること。

(回答)

当社は、福島第一原子力発電所の作業員の健康管理対策として、厚生労働省制定の「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン」に基づき、作業員の雇用主が法令に基づく健康診断を実施していること、ならびに、健康診断の結果、精密検査や治療が必要とされた作業員が医療機関を受診し、必要な者に対する就業措置等の対応が取られていることを元請事業者が確認し、元請事業者の確認状況を当社が確認する仕組みを構築しております。

②厚生労働省による健康相談を受け付ける出張相談窓口の相談内容の概要を明らかにすること。

(回答)

当社は、厚生労働省が設置する出張相談窓口の相談内容について、知り得る立場にありません。

③腰痛の労災認定基準について厚生労働省のパンフレットなどを使って事業主や労働者に啓発運動を行うこと。(前回回答なし)

(回答)

当社は、各協力企業の安全活動や作業員の安全意識向上に資するため、腰痛災害に限らず過去の災害事例情報を周知して、災害発生の未然防止に努めております。

2. 日本語が十分理解できない労働者について

日常会話に不都合がなくても、貴社が実施しているアンケートを理解し、日本語で記入することは極めて困難であり、とりわけ自由記入欄に日本語で書くことは不可能と思われる。

また、会社の説明を受けてその場で書かざるを得ないとすれば、事実と異なる回答になりかねない。主要元請企業では日本語のわかる外国人も多く通訳者がいるかもしれないが、下請け

企業では必ずしもそうとは限らない。

- ①福島第一原子力発電所で何人の外国人労働者が働いているのか、日本語の書ける労働者がどのくらいいるのかを調査して明らかにすること。

(回答)

福島第一原子力発電所に就労している外国籍の作業員は50名程度です。

なお、アンケートに関連して日本語が書ける作業員数について調査する予定はありません。

- ②アンケートに労働者の母語で記入することを認めること。

(回答)

外国人を雇用している主要元請企業と意見交換をした結果、福島第一原子力発電所に就労している外国人作業員で、日常会話に不都合のある者はいないことを確認しておりますが、意見交換した企業の中には、外国人に対してアンケートの内容をわかりやすく解説している企業もあったことから、今後はこのような取り組みを各元請企業にお願いしてまいります。

3. 労働者の差別について

2016年12月に労災認定された貴社の社員についても、報道によると厚労省が、「被ばくと健康影響の医学的な証明ができていないが総合的に勘案して認定した」としているからこそ、貴社が企業内上積み補償に格差をもうけることは差別だと申し上げているのである。

- ①貴社の因果関係の認識や、訴訟で係争している、していないにかかわらず、福島第一原発における被ばくが原因で労災認定された労働者については、労災保険給付以外に貴社社員と同等以上の上積み補償を行うこと。

(回答)

当社は、個別具体的な補償内容を知り得る立場にありません。

また、労災認定を受けられた上で損害賠償裁判を提訴されている件については、係争中の訴訟に関する案件になりますので、回答を控えさせていただきます。

以上